

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は、平成24年4月9日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成24年4月9日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成23年12月8日

相模原市長 加山 俊夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ相模原東橋本店
所在地 緑区東橋本三丁目148番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 寺嶋 晋
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 寺嶋 晋
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年7月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,118㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり
計 115台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり
計 137台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとおり
80 m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとおり
31.5 m³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9時00分

閉店時刻 午後11時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場1 午前8時45分から午後11時45分

駐車場2 午前8時45分から午後11時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3箇所

出口 3箇所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

8 届出年月日

平成23年11月28日

9 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局経済部商業観光課

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと5階
緑区役所行政資料コーナー